

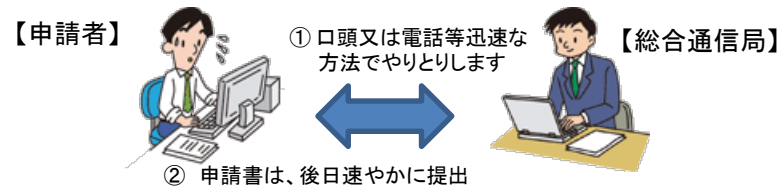
臨時無線局の開設、周波数変更等への機動的対応（臨機の措置）

- 非常災害発生時における重要通信の疎通確保のため、無線局の開設、周波数等の指定事項、無線設備の設置場所等の変更が必要な場合、やむを得ないと認められるものについては、申請者からの口頭、電話連絡等、簡単な申請により柔軟かつ迅速に対応。
- 上記の目的で開設される臨時無線局は、電波利用料を免除。

震災、火災、風水害、暴動その他非常の際、重要通信の疎通の確保を図るために、直ちに無線局の開設や変更が必要な場合

許認可に関する特例措置

無線局の免許、変更等について口頭により、手続が可能。



【手続】

- (1) 申請は、申請者がまず口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の申請書等は後刻可及的速やかに提出することが必要。
- (2) 処分は、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の処分通知書の交付は所定の申請書等の提出を待って遡及処理。

【最近の例】 平成30年度 : 7月豪雨 ⇒ 水没のため、基地局の無線設備・設置場所の変更を許可
⇒ 携帯電話エントランス回線用固定局を免許
⇒ 災害対応への応援のため、陸上移動局の移動範囲変更を許可
令和元年度 : 台風15・19号 ⇒ 災害対応への応援のため、陸上移動局の移動範囲変更を許可